

岐阜県公報

目 次

告 示

災害救助法に基づき高山市長及び下呂市長が行うこととした救助の実施に関する事務を行う期間の延長

(危機管理政策課)

ページ
一

号 外 (二) 令 和 二 年 九 月 七 日

告 示

岐阜県告示第三百五十一号

災害救助法に基づく救助の実施に関する告示(令和二年岐阜県告示第二百七十九号)により高山市長及び下呂市長が行うこととした被災した住宅の応急修理について、その期間を次のとおり延長する旨の通知をしたので、災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第十七条第二項の規定により告示する。

令和二年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

事務を行う市町村の長	事 務 の 期 間
高山市長	令和二年七月八日から令和二年十二月三十一日まで
下呂市長	令和二年七月八日から令和二年十一月七日まで

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和二年九月七日

令和二年九月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社